

「全国空き家対策推進協議会」の設立について

1 趣旨

我が国では、少子高齢化の進展等により、空き家が年々増加しており、今後もさらなる増加が見込まれ、空き家問題への対応は喫緊の課題となっている。平成27年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、都道府県、市区町村においては、着実に取り組みを進めているところであるが、取り組みに当たっては様々な課題が生じてきている。

こうした地方公共団体の機運の高まり、取り組みの広がりを踏まえ、空き家問題に係る情報の交換・共有、民間事業者や法務、不動産等の専門家等と連携し、対応策の協議・検討、及び実践的な空き家対策について政策提言等を行うために、この度、全国的な組織として「全国空き家対策推進協議会」を設立することとする。

この下に、複数の部会を設け、実務担当者との意見交換や専門家の知見をいただきながら、具体的課題の解決に向けた検討等を実施することにより、地方公共団体における空き家対策の一層の推進を図るものである。

2 協議会の構成

- ・正会員：地方公共団体（都道府県、市区町村）
- ・協力会員：民間事業者・団体（法務、金融、不動産、建築、福祉等）
- ・顧問：国土技術政策総合研究所担当官、国立研究開発法人建築研究所担当官等

3 主な活動内容

- ・空き家対策に関する情報の交換と共有
- ・共通する具体的課題等について専門家と連携した対応方策の協議・検討
- ・実践的な空き家対策についての政策提言
- ・蓄積した空き家対策のノウハウ等の周知・普及

社会資本整備審議会産業分科会不動産部会
空き家対策等に係る中間とりまとめ（提言）【抜粋】

平成 29 年 6 月

II. 空き家対策の推進について

3. 空き家問題解消に向けた具体的取組

(1) 空き家対策推進のための基礎整備

【課題】

空き家対策を推進していく上では、各地方自治体において地域の空き家の現状を的確に把握するとともに、空家法に基づく空家等対策計画を策定し、空き家対策に係る取組を総合的かつ計画的に進めていくことが重要である。

空き家の中には相続登記がなされていないものもあり、空き家の流通や除却を進める上で所有者情報の把握が課題となっている。また認知症等により意思決定が困難な方等が所有する住宅が適正に管理・処分されず空き家となり、近隣に悪影響がもたらされるといった事態も生じている。

【具体策】

(これまでの取組)

各市町村において、空家法に基づく空家等対策計画を策定し、これに基づく取組を進めている。平成 29 年 3 月、市町村が空き家の所有者情報を民間事業者等の外部に提供の際の参考となる「空き家の所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」を策定、公表した。

(今後の更なる取組)

地方自治体の優れた取組を共有し、全国的な空き家対策の総合的な推進を図るため、各地方自治体の首長が参画し空き家対策に係る情報や優良事例を共有するための全国協議会の設置等を行うべきである。また、「空き家の所有者情報の外部提供に関するガイドライン（試案）」の充実を進め、地方自治体への普及を図るとともに、認知症の方等が所有する住宅について管理等が適正に行われるよう、財産管理制度や成年後見人制度等の制度に詳しい人材の育成等を進める必要がある。

全国空き家対策推進協議会会則（案）

（名称）

第1 本会は、全国空き家対策推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2 協議会は、空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方策を協議検討し、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知普及を図ることを目的とする。

（活動内容）

第3 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 空き家対策に関する情報の交換と共有
- (2) 共通する具体的課題等について専門家と連携した対応方策の協議・検討
- (3) 実践的な空き家対策についての政策提言
- (4) 蓄積した空き家対策のノウハウ等の周知・普及
- (5) 前各号に定めるもののほか必要と認める事業

（構成員）

第4 協議会は、以下の構成員をもって構成する。

- (1) 空き家対策に取り組む市区町村及び都道府県（以下、「正会員」という。）
- (2) 不動産関係団体、法務関係団体等の連携専門家団体（以下、「協力会員」という。）
- (3) 学識経験者、国土技術政策総合研究所担当官等の顧問（以下、「顧問」という。）

（役員）

第5 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 団体
- (2) 副会長 1 団体
- 2 会長は、正会員の中から互選し、会議を代表する。
- 3 副会長は、正会員の中から会長が指名し、会長を補佐する。

(部会の設置)

第6 協議会に、企画・普及部会、所有者特定・財産管理制度部会、空き家バンク部会の3つの部会を置く。

- 2 各部会に部会長を置き、部会長は、正会員の市区町村から会長が指名する。
- 3 各部会の構成員は、正会員の市区町村の中から選出する。

(部会の役割)

第7 各部会の役割は以下のとおりとする。

- (1) 企画・普及部会は、協議会全体の取組方針等についての協議・検討、先進的な取組を見極めた情報提供、政策提言案の検討を行う。
- (2) 所有者特定・財産管理制度部会は、空き家所有者の効率的な探索方法等の検討、所有者不在空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等の検討を行う。
- (3) 空き家バンク部会は、空き家バンクへの登録促進方策、空き家・空き地の活用促進方策等の検討を行う。

(会費)

第8 会費は徴収しない。

(事務局)

第9 協議会の運営事務局は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会とする。

(雑則)

第10 上記の他必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成29年8月31日から施行する。

空き家対策推進のための全国協議会の設置について

参考

空き家対策に取り組む地方公共団体等が、専門知識やノウハウが必要な具体的課題等について共有し、専門家と連携して対応方を協議・検討する場を設け、実践的な空き家対策について政策提言を行い、その実現を図るとともに、蓄積したノウハウ等の周知・普及を図る。(8月31日設立総会)

全国空き家対策推進協議会

会長
副会長

- ・参加を希望する地方公共団体等が参加
- ・情報の共有のみ、協議・検討の場合にも参加
- ・画など多様な参加が可能
- ・会費は無料

適宜部会に参加

- < 協議会の構成員 >
- 協議会 (連携専門家団体等)
 - 不動産関係団体
 - 法務関係団体
 - 金融機関
 - すままちセンター連合会 等
 - 顧問 (アドバイザー)
 - 学識経験者、国総研担当官 等
- < 正会員 (地方公共団体) >
- 市区町村
 - 都道府県

企画・普及部会

- ・協議会全体の取組方針等について協議・検討
 - ・先進的な取組を見極めて情報提供
 - ・政策提言案の検討
- 正副会長、部会長の市区町村等により構成

所有者特定・財産管理制度部会

- ・空き家所有者の効率的な探索方法等の検討
 - ・所有者不在空き家等に係る財産管理制度の活用推進方策等の検討
- 部会長：〇〇市
委員：□□□市
〇□市
△△△市
△〇町

空き家バンク部会

- 空き家バンクへの登録促進
 - 方策、空き家・空き地の活用
 - 促進方策等の検討
- 部会長：〇〇市
委員：□□□市
〇□市
△△△市
△〇町

< 運営事務局 > (一社)すまいちづくりまちづくりセンター連合会
< オブザーバー > 国土交通省 土地・建設産業局 不動産業課
住宅局 住宅総合整備課